

令和3年

第5回日向市議会(定例会)議案

8月27日

日向市

も く ろ く

| | | |
|--------|---|----|
| 報告第13号 | 専決処分の承認について…………… | 1 |
| 報告第14号 | 専決処分の承認について…………… | 2 |
| 議案第50号 | 教育委員会委員の任命について…………… | 3 |
| 議案第51号 | 公平委員会委員の選任について…………… | 4 |
| 議案第52号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任について…………… | 5 |
| 議案第53号 | 固定資産評価員の選任について…………… | 6 |
| 議案第54号 | 人権擁護委員候補者の推薦について…………… | 7 |
| 議案第55号 | 人権擁護委員候補者の推薦について…………… | 8 |
| 議案第56号 | 人権擁護委員候補者の推薦について…………… | 9 |
| 議案第57号 | 日向市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する 条例…………… | 10 |
| 議案第58号 | 日向市個人情報保護条例の一部を改正する条例…………… | 12 |
| 議案第59号 | 日向市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例…………… | 13 |
| 議案第60号 | 日向市過疎地域持続的発展計画の策定について…………… | 15 |
| 議案第61号 | 令和3年度日向市一般会計補正予算（第6号）…………… | 別冊 |
| 議案第62号 | 令和3年度日向市介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）…………… | 別冊 |
| 議案第63号 | 令和3年度日向市水道事業会計補正予算（第1号）…………… | 別冊 |

専決処分の承認について

令和3年度日向市一般会計補正予算（第4号）について別冊のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和3年8月27日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

専決処分の承認について

令和3年度日向市一般会計補正予算（第5号）について別冊のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和3年8月27日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

教育委員会委員の任命について

日向市教育委員会委員に次の者を任命したい。

| 氏名 | 生年月日 | 住所 |
|------|------|----|
| 黒木智美 | | |

令和3年8月27日 提出

日向市長 十屋幸平

固定資産評価員の選任について

日向市固定資産評価員に次の者を選任したい。

| 氏名 | 生年月日 | 住所 |
|------|------|----|
| 高山克巳 | | |

令和3年8月27日 提出

日向市長 十屋幸平

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員として次の者を推薦したい。

| 氏 名 | 生年月日 | 住 所 |
|-----------|------------|------------|
| 本 山 隆 太 郎 | ■■■■■■■■■■ | ■■■■■■■■■■ |

令和3年8月27日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

日向市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

日向市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年日向市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第10号</u>の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第4条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関（法令等の規定により同表の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行っている者があっては、その者を含む。）が、同表の第3欄に掲げる機関（法令等の規定により同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合においては、その者を含む。以下同じ。）に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p style="text-align: right;">2 [略]</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第11号</u>の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第4条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関（法令等の規定により同表の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行っている者があっては、その者を含む。）が、同表の第3欄に掲げる機関（法令等の規定により同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合においては、その者を含む。以下同じ。）に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p style="text-align: right;">2 [略]</p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年8月27日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

日向市個人情報保護条例の一部を改正する条例

日向市個人情報保護条例（平成18年日向市条例第57号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(個人情報の提供先への通知)</p> <p>第41条 実施機関は、訂正決定（前条第3項の訂正決定を含む。）に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> | <p>(個人情報の提供先への通知)</p> <p>第41条 実施機関は、訂正決定（前条第3項の訂正決定を含む。）に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあつては、<u>内閣総理大臣及び番号法第19条第8号</u>に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年8月27日 提出
 日向市長 十 屋 幸 平

日向市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第8条第1項に基づき定める日向市過疎地域持続的発展計画（以下「持続的発展計画」という。）に記載された産業振興促進区域内において振興すべき業種として定められた事業の用に供する施設等の取得等をした者に対して行う固定資産税の課税免除について、法第24条及び地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、日向市税賦課徴収条例（昭和30年日向市条例第17号）の特例を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 業種 製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（産業振興促進区域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。）又は旅館業（下宿営業を除く。）をいう。
- (2) 対象業種 持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において振興すべき業種として定められた事業をいう。
- (3) 設備等 対象業種に係る機械及び装置又はその事業に係る建物若しくはその敷地である土地をいう。ただし、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得等をしたもの（対象業種に係る建物の敷地である土地については、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得し、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする対象業種に係る建物建設の着手があったもの）に限る。
- (4) 取得等 設備等の取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあっては改修（増築、改築、修繕又は模様替えをいう。）のための工事による取得又は建設を含むものをいう。

(課税免除の要件)

第3条 課税免除の対象業種、資本金の額等及び取得価額の要件は、別表に掲げるとおりとする。

(課税免除の期間)

第4条 課税免除の期間は、新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年間とする。

(課税免除の申請)

第5条 対象業種の用に供する施設等の取得等をした者が、課税免除を受けようとするときは、課税免除を受けようとする年度の賦課期日の属する年の1月31日までに、市長に申請しなければならない。

(対象業種の承継)

第6条 市長は、対象業種について課税免除を受けている者から次の各号の区分により当該対象業種を承継した者（以下「承継者」という。）に対して課税免除を行うことができる。

- (1) 相続があった場合 相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 合併後存続する法人又は合併により設立された法人

(3) 法人を分割した場合 分割により当該事業を承継した法人

(4) 当該事業を譲渡した場合 その譲受人

2 前条の規定は、承継者について準用する。

(課税免除の取消し)

第7条 市長は、対象業種について課税免除を受けている者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、課税免除の決定を取り消すことができる。

(1) 別表に規定する課税免除の要件を欠くに至ったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により対象業種を承継し、又は課税免除を受けたとき。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表 (第3条関係)

| 対象業種 | 資本金の額等 | | |
|-----------------------|-----------------------|-------------------|-------------------|
| | 5,000万円以下 (個人を含む。) | 5,000万円超 1億円以下 | 1億円超 |
| 製造業、旅館業 | 取得価額 500万円以上 | 取得価額 1,000万円以上 | 取得価額 2,000万円以上 |
| 農林水産物等販売業 情報サービス業等 | 取得価額500万円以上 | | |

備考

資本金の額等が5,000万円を超える法人については、設備等の新設又は増設に係る取得等に限るものとする。

令和3年8月27日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

日向市過疎地域持続的発展計画の策定について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条の規定に基づき、日向市過疎地域持続的発展計画を別冊のとおり策定する。

令和3年8月27日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

